

令和4年度
国民健康保険事業状況

令和6年3月

 富山県厚生部厚生企画課

は し が き

国民健康保険制度は、地域住民の医療を確保し、また、健康の保持・増進にも大きく貢献するなど、国民皆保険制度の基盤的役割を果たしています。しかしながら、急速な少子高齢化の進展、経済の低成長や国民生活の変化などにより、国民健康保険を取り巻く情勢は年々厳しさを増しています。

こうした状況に対応するため、国民健康保険の財政基盤を強化し、平成30年度から、財政運営を都道府県が担う新たな制度が開始されました。

こうしたなか、国民健康保険事業の現状を的確に把握・分析したうえで、財政の健全化、保険料（税）の収納率向上、医療費の適正化等を効果的に推進するといった経営努力を行うことが、より一層求められております。

この「国民健康保険事業状況」は、令和4年度国民健康保険事業状況報告書（事業年報）を基にして、本県における状況を取りまとめたものです。本書を国民健康保険事業の現状把握と今後の事業運営の参考資料として活用していただければ幸いに存じます。

令和6年3月

富山県厚生部参事・厚生企画課長

今井 義昭

目 次

I 国民健康保険事業の概況

1 一般状況	1
2 財政収支の状況	3
3 国民健康保険料(税)の状況	6
4 療養諸費の状況(市町村分)	9

II グラフ・図表

1－(1) 世帯数・被保険者数の推移	13
1－(2) 被保険者制度別構成割合の推移	13
2－(1) 被保険者一人当たり療養諸費費用額・保険料(税)調定額(市町村・現年分)の推移	14
2－(2) 保険者別一人当たり療養諸費費用額	14
3 一人当たり療養諸費費用額段階分布図	15
4 一人当たり保険給付費と保険料(税)調定額の保険者別相関図	17
5 一人当たり診療費と受診率の保険者別相関図	17

III 統計表

1 事業年報関係

(1) 事業年報

国民健康保険事業状況報告書

県計(A表、B表、C表、E表、F表)	18
市町村計(A表、B表、C表)	27
組合計(A表、B表、C表)	33

①A表 (一般状況)

②B表 (経理状況)

③C表 (保険給付状況)

④E表 (退職者分 一般状況・経理状況)

⑤F表 (退職者分 医療給付状況)

第1表	一般状況(その1～その4) [A表]	39
第2表	経理状況(収支状況その1～その8) [B表(1)]	43
第3表	経理状況(一般被保険者収納状況その1～その2) [B表(1)]	51
第4表	保険料(税)(医療給付分賦課徴収状況その1～その2) [B表(2)]	53
第5表	保険料(税)(後期高齢者支援金分賦課徴収状況その1～その2) [B表(3)]	55
第6表	保険料(税)(介護納付金分賦課徴収状況その1～その2) [B表(4)]	57
第7表	保険給付状況(一般分その1～その8) [C表]	59
第8表	保険給付状況【前期高齢者分再掲】(その1～その4) [C表]	67
第9表	保険給付状況【70歳以上一般分再掲】(その1～その4) [C表]	71
第10表	保険給付状況【70歳以上現役並み所得者分再掲】(その1～その4) [C表]	75
第11表	保険給付状況【未就学児分再掲】(その1～その4) [C表]	79
第12表	退職者医療にかかる一般状況[E表(1)]	83
第13表	退職者医療にかかる収支状況(その1～その2) [E表(1)]	84
第14表	退職者医療にかかる経理状況(その1～その2) [E表(1)]	86
第15表	退職被保険者の保険料(税)(医療給付費分賦課徴収状況その1～その2) [E表(2)]	88
第16表	退職被保険者の保険料(税)(後期高齢者支援金分賦課徴収状況その1～その2) [E表(3)]	90
第17表	医療給付状況(退職分その1～その8) [F表]	92
第18表	医療給付状況【未就学児分再掲】(その1～その3) [F表]	100

(2) 指標

第1表	一般状況	103
第2表	保険料(税)調定額及び収納額	104
第3表	一人当たり療養諸費費用額	105
第4表	診療諸率【一般分、前期高齢者分、若人分、全体分】	106
第5表	保険給付状況諸率順位表【一般分、前期高齢者分、若人分、全体分】	114
第6表	保険料(税)調定額・収納率順位表	118
第7表	一人当たり療養諸費費用額順位表	119

2 その他

(1) 保険者別直営診療施設一覧	120
(2) 令和4年度診療報酬明細書点検調査実施状況	121

用語の説明

○保険者

国民健康保険事業の運営主体である。国民健康保険法第3条により、市町村・特別区に義務づけられている。また、国民健康保険組合においても行うことができる。30年度からは、都道府県も、市町村・特別区とともに、国民健康保険を行うものと国民健康保険法に定められている。

○被保険者

他の各種医療保険制度に加入していないすべての者を対象とする。

(1) 一般被保険者

被保険者総数のうち、退職被保険者等を除いた被保険者をさす。平成19年度までは、75歳以上の老人医療受給対象者も含む。

一般被保険者のうち、前期高齢者とは65歳～74歳の被保険者をさす。

(2) 退職被保険者等

退職者医療制度の対象者である。65歳未満の被保険者で、被用者年金の老齢(退職)年金等受給権を持つもの(本人)とその被扶養者(家族)が該当する。

○療養の給付等

国保における原則的医療給付で、診察、薬剤または治療材料の支給、処置、手術その他の治療、病院・診療所への収容(いわゆる入院)、看護のことをいう。現物給付として行われる。

○診療費

療養の給付等に係る費用額のうち、入院、入院外、歯科の費用額合計のことである。調剤、入院時食事療養、入院時生活療養、看護及び移送に要する費用は含まれない。

○療養費

国保における補完的医療給付で、療養の給付を行うことが困難な場合および緊急その他やむを得ない場合等において、療養に要した費用を被保険者が一時的に支払い、事後にその費用を保険者から被保険者に現金で支給することである。

○高額療養費

被保険者が同一月内に同一の保険医療機関において受けた療養に係る費用のうち、一部負担金が政令で定める額を超えるとき、被保険者の申請により、その超えた額について保険者が支給するものである。

○療養諸費費用額

療養の給付等の費用額と療養費等の費用額を合計したもの。国保における総医療費である。

入院	入院外	歯科	調剤	入院時食事・ 生活療養費	訪問看護 療養費	入院時食事・生活療養費 (差額支給分)	療養費	移送費
← 診療費 →								
← 療養の給付 →								
← 療養の給付等 →						← 療養費等 →		
← 療養諸費 →								

○保険者負担分

療養諸費費用額のうち、保険者が負担する費用のこと。

○一部負担金

療養諸費費用額のうち、被保険者が負担する費用であり、高額療養費が含まれている。

○他法負担分

療養諸費費用額のうち、国保法以外の他法または、都道府県もしくは市町村の条例等により、公費負担医療が行われるもののことである。

○諸率

・一人当たり診療費

$$\frac{\text{年間診療費}}{\text{年間平均被保険者数}}$$

・一件当たり日数

$$\frac{\text{年間受診日数}}{\text{年間受診件数}}$$

・一件当たり診療費

$$\frac{\text{年間診療費}}{\text{年間受診件数}}$$

・受診率(被保険者100人当たり)

$$\frac{\text{年間受診件数}}{\text{年間平均被保険者数}}$$

・一日当たり診療費

$$\frac{\text{年間診療費}}{\text{年間受診日数}}$$

・一人当たり日数

$$\frac{\text{年間受診日数}}{\text{年間平均被保険者数}}$$